

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター京町家カルテ規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京町家カルテ基本方針に基づき、京町家カルテの作成について必要な事項を定めることを目的とする。

(京町家カルテ)

第2条 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「当財団」という。)は、次の各号に掲げる情報等を京町家カルテ(以下「カルテ」という。)として作成する。

- (1) 基礎情報 ID、外観写真、外観意匠要素、地図、学区情報
- (2) 文化情報 由緒沿革、主屋の特徴、考察、その他
- (3) 建物情報 こけ、下がり、雨漏り、劣化、設備・配管
- (4) 間取図等

(対象)

第3条 当財団は、当該建物が次の各号すべての要件に適合する建物である場合、京町家としてカルテを作成する。

- (1) 昭和25年以前に伝統軸組構法を用いて建築されている建物
- (2) 道に面し、かつ連担し建築されている建物(塀等の連担も含む。)
- (3) 平入又は切妻を基本とする大屋根で覆われている建物
- (4) 京町家の持つ基本的な空間構成を有しており、ニワが残されている建物
- (5) 柱、梁等の主要構造部材が撤去されている等、著しい改変がなされていない建物
- (6) 原則として、出入口が面する路地等の有効幅員が概ね1.2m以上ある建物

(事前相談)

第4条 カルテの交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類等を、当財団に提出し事前に相談をおこなう。

- (1) 付近見取図(建物の所在地が確認できる地図等)
 - (2) 建物の外観及び内観(各部屋)の写真
- 2 申請者は、原則として、当該建物の所有者のみとする。
- 3 当財団は事前相談があった場合、担当者が当該建物の現地確認をおこない、申請書類および提出書類の正し、受付の可否を知らせる。

(申請)

第5条 申請者は、前条の事前相談の後に、京町家カルテ申請書(第1号様式)

と別表第1に掲げる申請手数料および次の各号に掲げる書類等を、当財団に提出する。

- (1) 3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の写し（建物）又はその内容を確認できるもの
- 2 申請者は、京町家カルテ作成に必要となる家屋内立ち入り調査に同意しなければならない。（家屋内立ち入り調査の同意・第1号様式）
- 3 申請者が、代理人による申請手続を行おうとする場合は、代理となる者に委任し、委任状（申請手続にかかる代理について・第1号様式）を提出しなければならない。
- 4 申請者又は申請者から委任を受けた者は、申請書を提出する時に、身分証明書を提示しなければならない。

（受付）

- 第6条 当財団は前条の申請があった場合、申請書類を確認の上申請を受理し、第3条の適合性の審査を行う。
- 2 当財団は、第14条第3項の答申を受け、第3条の規定に適合しないと判断した場合は、申請者に京町家カルテ不適合通知書（第2号様式）を通知し、申請書に添えられた添付書類を返却する。この場合、申請手数料は返却しない。

（作成依頼）

- 第7条 当財団は、第14条第3項による答申を受け、第3条の規定に適合すると判断した場合は、京町家カルテ調査員に協力を依頼し、カルテの作成を行う。

（諮問）

- 第8条 当財団は第6条第1項で受理した申請について、次の各号の内容を京町家カルテ委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。
- (1) 第6条第1項で受理したものが第3条に規定する適合性
 - (2) 第7条で作成したカルテの内容

（交付等）

- 第9条 当財団は第14条第3項の答申を受け、交付が認められると判断した場合は、申請者に対し京町家カルテ発行書（第3号様式）と共にカルテを交付する。
- 2 当財団は、カルテ交付時に作成費用として別表第2に掲げる金額を申請者から徴収する。

（個人情報）

- 第10条 この事業を実施するに当たり、カルテ作成に従事する者及び第12条に定める委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 然るべき理由の元に事業上の秘密に属する事項を発表する場合は、当財団の個人情報保護規程に準じる。

第2章 京町家カルテ委員会

(委員会)

第11条 当財団は、次に掲げる各号を審議するため、委員会を置く。

- (1) 第2条に規定する情報等に関すること
- (2) 第3条に規定する対象要件に関すること
- (3) その他カルテ作成事業に関し理事長が必要と認めるもの

(委員)

第12条 委員会は委員（以下「委員」という。）3名程度をもって組織し、この事業に関し経験又は専門知識を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- (1) 委員会には、委員長を1名置く。
- (2) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (3) 委員長が欠けたとき、又は事故等によりその職務を遂行することができないときは、委員長の指名を受けた委員がこれを代行する。
- (4) 委員には、別表第3に掲げる委員会報酬を支払うことができる。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、委嘱の日から2回目の事業年度終了時までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の議事)

第14条 委員会の議長は、委員長とする。

- 2 委員長は月1回程度、委員を招集し、委員会を開催することができる。
- 3 委員会は当財団の諮問を受けて第7条の各号について審議し、委員長が結果について、委員会の終了後速やかに、理事長に答申しなければならない。

(議事の報告)

第15条 委員会の議事については、委員会の終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席者の確認を経て、理事長に報告しなければならない。

第3章 雑則

(その他)

第16条 当財団は第9条により交付したカルテを申請者若しくはその相続人、

又は建物所有者の申し出があった場合は、再度交付することができる。

2 申請者及びその相続人からの申し出による前項の規定に基づく手数料は、別表第4のとおりとする。

3 建物所有者(申請者又はその相続人以外の者)からの申し出による第16条1項の規定に基づく手数料は別表第5のとおりとする。

(委任)

第17条 カルテの管理及び運用に関し、この規程に定めのない事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月1日以降の申請受付分から適用する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年9月28日から施行する。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

種 別	
申請手数料	5,090円

別表第2 (第9条関係)

種 別	
作成料	50,920円

別表第3 (第12条関係)

種 別	報酬 (源泉徴収所得税控除後)
京町家カルテ委員会の出席	15,000円
現地確認	5,000円

別表第4 (第16条第1項関係)

種 別	手数料
申請者及びその相続人の申し出による再交付	5,090円

別表第5 (第16条第3項関係)

種 別	手数料
建物所有者(申請者又はその相続人以外の者)の申し出による再交付	20,370円

京町家カルテ申請書

※
※
※
※受付日
※発行日

No.					
ID	-				
		学区		受領印	
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		

☞申請者について <登記事項証明書(3ヶ月以内)記載の所有者
・複数人いる場合は人数分の申請書を提出すること>

※太枠内は記入しないで下さい。

申請者名 (町家所有者)		印
(申請者が法人の場合) ご担当者名		印
住所	〒	
連絡先	(固定電話)	
	(携帯電話)	
	(Eメール)	

☞対象町家の概要 <登記事項証明書(3ヶ月以内)記載の住所地番>

所在地	〒				
建築年次	[江・明・大・昭]	年			
延べ面積	1階	m ² ・坪	2階	m ² ・坪	3階 m ² ・坪 合計 m ² ・坪
建て方別	<input type="checkbox"/> 戸建	<input type="checkbox"/> 長屋建て(戸		
利用形態1	<input type="checkbox"/> 住宅[専用・併用(概要)]	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> その他	
利用形態2	<input type="checkbox"/> 居住中	<input type="checkbox"/> 空き家(年)		

☞申請にあたっての確認事項

確認事項1 上記対象町家について、著しい改変(大幅な柱梁等の構造材の切除および2階(3階)増築等)がないことを確認し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 著しい改変はありません
確認事項2 発行された京町家カルテは、個人情報に該当する箇所を除いた後、申請者又はその相続人以外の当該建物所有者(例:カルテ発行後、売却等により新たに当該建物を取得した所有者)に再発行することがあります。上記について了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 再発行を了承しました

☞京町家カルテの活用について

作成した京町家カルテの内容は、京町家の普及に関わる活動のために、個人を特定されない形で活用することについて説明を受け、了承しました。上記について了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 活用を了承しました
---	------------------------------------

☞家屋立ち入り調査の同意について

京町家カルテを作成するために必要となる家屋内立ち入り調査について同意し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 立ち入り調査に同意します
---	---------------------------------------

※裏面(2ページ目)もあります。

☑申請手続きにかかる代理について

申請者本人が京町家カルテに関する手続きをおこなう場合は右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 申請者本人
代理人による申請手続きをおこなう場合は下記に署名捺印を記入してください。	
私は、下記の者を代理人と定め、次の内容に関する一切の権限を委任いたします。	
<ul style="list-style-type: none"> 1. 対象町家について、京町家カルテの申請に関する一切の権限 2. 同申請について必要な書類作成権限 3. 同申請の取下げ及び受領の権限 4. 京町家カルテの受領に関する一切の権限 	
申請者署名	印
受任者名	
(受任者が法人の場合) ご担当者名	
住所	〒
連絡先	(固定電話 または 携帯電話)
	(Eメール)

見

本

事務局確認欄 (申請者は記入しないで下さい)

※確認項目			
<input type="checkbox"/> 登記 (3ヶ月以内)	<input type="checkbox"/> 写真	<input type="checkbox"/> 付近見取り図	
<input type="checkbox"/> 身分証明書	(種別)	No _____	
	<input type="checkbox"/> 運転免許証		
	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証書		
	<input type="checkbox"/> 保険証		
	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 確認事項のチェック			
その他 ※路地幅員、大幅な改変がされているか、郊外型古民家であるか、空き家期間が長い場合老朽具合なども確認 (路地幅員：)			
京町家カルテ委員会	【第7条第1号】	月 日	【第7条第2号】
現地調査	月 日 時 分～ 時 分		
	現況診断		文化レポート

※担当

京景まち第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
理事長 青山 吉隆

京町家カルテ不適合通知書

平成 年 月 日に受けました京町家カルテ申請について、京町家カルテ規程第3条に定める対象建築物には適合しないと判定しましたので通知致します。

対象建築物に適合しない理由
京町家カルテ規程第3条第1項第 号に適合しない。

見
本

京景まち第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
理事長 青山 吉隆

京町家カルテ発行書

平成 年 月 日に受付けました京町家カルテ申請について、添付資料の通り発行いたします。

当該京町家の価値を理解頂き、適切な維持、管理に役立ててくださいますようお願い申し上げます。

添付物

京町家カルテ（所在地： 区 町 番）

（ID - ）

京町家カルテデータ（PDF）のCD-R

1

1